

いのちのとりで裁判

愛媛アクションNEWS

いのちのとりで裁判 愛媛アクション

〒791-1102 松山市来住町 1091-1

愛媛医療生協内 TEL089-990-8677

Facebook

<https://www.facebook.com/ehimeseizonken/>

発行日 / 2023年6月1日 VOL. 34

宣伝行動でアピール、 報告集会でみんなのものに！

5月24日水曜日に、松山地方裁判所で第27回目となる裁判が行われました。原告11名と支援者・学生を含む36名が参加しました。

■裁判所前での宣伝行動



この日は、太陽が照り付ける中での宣伝行動となりました。夏の陽気に汗ばみながら、原告と事務局員8名が、裁判所前でスタンディング行動をしました。手に横断幕やのぼり旗・メッセージプラカードを掲げながら、行きかう人や、バスや路面電車に乗っている人たちへ「生活保護基準引き下げ反対」を訴えました。少しでも自分事として考えて、生活保護が当たり前の権利として世の中の人々に浸透していけばいいと強く願います。

■裁判内容

今回の裁判では、原告からの口頭意見陳述なく、菅弁護士による原告側の主張についての要旨説明が行われました。その後は、被告側からの主張を確認し、次回の期日についての進行が行われていきました。コロナにおける規制が緩和された影響もあり、久々に多くの人が裁判所に集まり、傍聴しました。裁判

前のロビーでは、はじめましての挨拶や近況報告など、たくさんの方々が会話を楽しみました。

■報告集会

裁判終了後、伊予鉄会館（松山市大街道3丁目）の2階へ移動し、報告会が開かれました。事務局の小淵さんの司会で進行されました。まず、今回の松山地裁で行われた裁判について、菅弁護士より説明していただきました。さらに、大阪高裁での敗訴判決を受けて、今後の動向や思い等を、菅弁護士、岡崎弁護士、久保弁護士の弁護団の先生方からいただきました。時折、岡崎弁護士がユーモアを交えて法律用語について解説されるなど、会場は終始和やかな雰囲気でした。また、今回の報告会では、4月17日に東京で行われた院内集会の報告会も行われました。



次回裁判のお知らせ

次回第28回期日は、松山地方裁判所にて9月20日（水）14時から行われます。傍聴ならびにご支援をよろしくお願いいたします。



【4.17 院内集会】



4月17日「今こそ生活保護をあたりまえの権利に！～『いのちのとりで裁判』成果と課題～」を、衆議院第一議員会館の大会議室で開催しました。会場には190人、オンラインで600人以上が参加し大盛況でした。またI W J（インターネット報道メディア）も生配信し、ここでも170人以上が視聴しました。

〔参加者の感想〕

原告さん

2013年の生活保護引き下げの撤回を求めて、全国29都道府県で裁判をしています。



2014年から愛媛県と松山市に対し裁判を起こしている中、4月17日院内集会が開かれました。

当日飛行機で東京に向かいました。車椅子だと羽田空港に到着後、最後に降りることになるので1時間ほど遅れての参加でした。

全国各地から支援者・原告・政治家の方など200名近くが集まっておられ、こんなにたくさんの方が集まるなんてと驚きました。

自分達の生活や権利を守るために声を上げることが社会全体の人権意識を変えることに繋がるのだと感じ、この裁判の必要性を感じました。この集会に参加してよかったです。

厚生労働省前でのアピール行動は立ち止まってくれる方、耳を傾けてくれる方もいて、直接声を届ける良い機会でした。少しでも誰かの心に届けば良いと思います。生活保護に対するイメージには根強い偏見があり、私たちの行動に興味をもたない人がいます。もっと自分のこととして考え、関心を持ってもらえるようにしていきたいです。

この様な大規模な集会に参加させていただき、本当にありがとうございました。



“癒し”の絵手紙

小淵さん



4月14日の大阪高裁の敗訴がでて、予想外の打ちひしがれての集会参加となりました。参加者は鈴木会長、原告さん1人、坂本事務局長、小淵の4人でした。まず、4人が集会場所に集合できるかどうかが大問題でしたが、電動車椅子の原告さんも無事到着することができ、安堵した次第。全国各地からぞくぞくと集まり、会場の熱気は高まる一方でした。

鈴木会長のさわやかな司会で始まった集会でしたが、大阪高裁敗訴をどのように受け止めたらいいか、それぞれの思いが交錯していました。



小久保弁護士の基調報告、続く新垣大阪弁護士団長の発言から改めて「国策にむかって最善をつくしている私たち」「まったくあきらめていない、だまってへんで」という言葉一つ一つが胸に響き、背筋を伸ばして進むことの大切さを実感できたのです。そのあとも続く原告報告や支援をしてくれている国会議員の参加や発言などで、進むべき方向に確信を与えてくれるものでした。私らは負けてない！国を追い込んでいる！



年度会費納入のお願い

会員の方は、振込用紙にて2022年度会費をお振込みください。恐れ入りますが振り込み手数料のご負担をお願いいたします。

◆年会費◆

個人会員 — 1口 500円から
 団体会員 — 1口 1,000円から



◆振込先◆

ゆうちょ銀行 01640-3-132357
 名義：生存権裁判を支える愛媛の会

第12回 いのちのとりで裁判愛媛アクション定期総会

今こそ、生活保護を
あたりまえの権利に!

～勝訴した熊本から学ぶ～

学 習 講 演

2023年 入場料無料
13:00～15:00

7月8日 土

松山市コムズ 第5会議室



阿部広美 弁護士

【講師 プロフィール】

1990年九州大学法学部卒業。その後保険会社にて約6年間勤務。
2003年11月に司法試験合格し、2005年10月に弁護士登録。
現在は、ストップ!生活保護基準引下げ行政処分取消請求訴訟熊本
弁護団事務局長。2022年5月25日、熊本地裁で原告勝訴の判決が
出た。全国で同種の裁判では、2例目の勝訴。
現在、高裁で係争中である。



第2部
総会

定期総会 (15:00～15:50)

2022年度の活動報告、並びに、2023年度の活動方針等の討議を行います。
皆様にお会いし、顔を見ながらの交流ができることを楽しみにしています。

主催:いのちのとりで裁判愛媛アクション

住所:松山市来住町1091-1 愛媛民医連(担当:坂本)
電話:089-990-8677 / FAX:089-990-8678

